

京都市区長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第115号

京都市区長委任規則の一部を改正する規則

京都市区長委任規則の一部を次のように改正する。

第1条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号を第10号とし、  
第13号を第11号とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)